

「議会基本条例（素案）」の市民報告会（案）について

I、市民報告会検討事項

■開催日について（①、②のうちいずれかの日程）

① 平成25年11月10日（日）午前10時から 1時間30分程度

② 平成25年11月17日（日）午前10時から 1時間30分程度

■開催場所について

福島市役所東棟7階研修室

収容人数 約120名 会場形式 椅子3名×4×10列

■市民報告会の役割分担について

○司会担当 副委員長

○条例素案説明担当 委員長

○質問回答担当 全委員（前文、総則、章の枠を超えた質問の回答は委員長が担当する）

※ 章ごとに会派担当制 … 会派割り当ては抽選による。抽選方法別紙

○報道関係取材担当 正副委員長

（以下事務局）

受付

タイムキーパー

記録

マイク担当

会場準備・片付け

エレベータ係（1階・7階）

■市民報告会質疑応答方法について

- ① 挙手をしていただき、「お住まい（大字※市内か市外か確認）」及び「氏名又は苗字」を名乗ってから、第何条についての質問又は意見か明確にして上で発言してもらう。
- ② 多くの皆さんの意見をいただくため、1人の発言を3分とする持ち時間制をとるものとする。
- ③ 報告会に参加して発言されなかった方で、ご意見がある場合や発言されたこと以外で後日意見を行う場合には、パブリック・コメントとして意見を出してもらうこととする。

II、市民報告会次第（案）

1、開会（司会）

- (1) 開会の言葉
- (2) 諸連絡

2、あいさつ（委員長）

- (1) 主催者代表あいさつ

3、事務連絡及び議員紹介（司会）

- (1) 本日の日程について
 - ①素案の説明（約40分） 質疑応答（約50分） 終了予定11時30分
- (2) 出席議員の紹介

4、素案の説明（説明担当）

- (1) 議会基本条例策定に至るまでの経過と取り組みについて
- (2) 素案の説明

5、質疑の方法の説明（司会）

6、質疑応答（質問回答担当）

7、閉会（司会）

- (1) 質疑応答の終了
- (2) 意見の提出方法についての説明

※報告会に参加して発言されなかった方で、ご意見がある場合や発言されたこと以外で後日意見をを行う場合には、パブリック・コメントとして意見を出してもらおう。
- (3) 閉会の言葉
- (4) 帰りの案内

(別 紙)

「福島市議会基本条例（素案）」の市民報告会実施要項（案）

(目的)

- 第1条 福島市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）を制定するにあたり、市民等と情報を共有しながら多様な意見や専門的知識等を広く求め、意思決定過程で広く素案を公表し、市民参加の機会を保障するとともに、その意見を考慮し、議会基本条例（案）を策定することを目的とする。
- 2 この要項は、議会が実施する「福島市議会基本条例（素案）」の市民報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要項において「報告会」とは、福島市議会（以下「市議会」という。）が議会基本条例の制定にするにあたり、当該条例の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する議会の考え方等を公表する一連の手續をいう。

(開催時期)

- 第3条 報告会は、福島市議会基本条例策定特別委員会（以下「委員会」という。）が、開催するものとする。

(報告内容)

- 第4条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 議会基本条例策定に至るまでの経過と取り組みについて
 - (2) 「福島市議会基本条例（素案）」

(報告会の役割分担)

- 第5条 報告会における司会進行、報告者、質問回答者、記録者は、委員会が協議・調整のうえ決定する。

(対象者)

- 第6条 報告会の対象者は、次のとおりとする。
- (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に事務所または事業所を有する者
 - (3) 本市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
 - (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者

(報告会の日時・場所)

- 第7条 報告会の日時及び場所については、委員会が協議・調整のうえ決定する。

(報告会の内容)

- 第8条 報告会は、委員会による議会基本条例（素案）の説明の後、市民等からの意見聴取を行うものとする。

(記録)

- 第9条 記録者は報告会の記録を要点を整理し報告書を作成する。

(意見の処理)

第10条 議会基本条例は、提出された意見を十分考慮し、策定するものとする。

2 提出された意見の概要及びこれに対する議会の考え方並びに基本条例案の修正した場合にあっては当該修正内容及びその理由について公表するものとする。なお、公表の方法については、「福島市議会基本条例パブリック・コメント実施要項」第5条を準用する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、別に定める。